

視覚障がいで身体障害者手帳を

取得された皆さまへ

今後の生活について、まずは視覚障がいの機関に相談してみませんか？

福島県障がい者総合福祉センター
024-521-2824

※お話の内容により、最適な関係機関におつなぎする場合があります。

例えば、こんなご相談を受けることができます。

- 福祉制度について

同行援護（移動支援及び代筆・代読などの支援を行うサービス）、補装具や日常生活用具の支給、訓練施設（通所・入所）等の情報提供。

- 便利なグッズについて

声で時間を教えてくれる時計、白杖、見やすくなる補助具等の情報提供。

- 在宅生活訓練について

ご自宅等に専門の講師がお伺いして、移動方法や日常生活動作などの助言や訓練を行うことができる、県の独自サービスの紹介。